

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表七件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和6年3月5日

福島県監査委員 満山喜一
福島県監査委員 三瓶正栄
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
相双地方振興局	令和4年度	令和5年11月7日	佐竹 浩		実地監査
会津地方振興局	令和4年度	令和5年11月17日	高橋宏和		実地監査
南会津地方振興局	令和4年度	令和5年11月29日	高橋宏和		実地監査
県南地方振興局	令和4年度	令和5年12月1日	高橋宏和		実地監査
いわき地方振興局	令和4年度	令和6年1月11日	三瓶正栄	高橋宏和	実地監査

(2) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
福島学園	令和4年度 令和5年度	令和5年12月6日	佐竹 浩	実地監査

(3) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
テクノアカデミー会津	令和4年度 令和5年度	令和5年11月9日	高橋宏和	実地監査
テクノアカデミー浜	令和4年度 令和5年度	令和6年1月10日	満山喜一 佐竹 浩	実地監査

(4) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
相双農林事務所	令和4年度	令和5年11月7日	佐竹 浩	実地監査
会津農林事務所	令和4年度	令和5年11月21日	佐竹 浩	実地監査
中央家畜保健衛生所	令和4年度 令和5年度	令和5年11月30日	佐竹 浩	実地監査
農業総合センター	令和4年度	令和5年12月8日	佐竹 浩	実地監査
いわき農林事務所	令和4年度	令和6年1月17日	三瓶正栄 高橋宏和	実地監査

(5) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
南会津建設事務所	令和4年度	令和5年11月29日	高橋宏和	実地監査
県南建設事務所	令和4年度	令和5年12月1日	高橋宏和	実地監査
県北建設事務所	令和4年度	令和5年12月7日	高橋宏和	実地監査
いわき建設事務所	令和4年度	令和6年1月11日	三瓶正栄 高橋宏和	実地監査
小名浜港湾建設事務所	令和4年度	令和6年1月17日	三瓶正栄 高橋宏和	実地監査
富岡土木事務所	令和4年度 令和5年度	令和6年1月19日	満山喜一 佐竹 浩	実地監査

(6) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
いわき湯本高等学校	令和4年度	令和5年11月2日	高橋宏和	実地監査
猪苗代支援学校	令和4年度 令和5年度	令和5年11月9日	高橋宏和	実地監査
会津支援学校	令和4年度 令和5年度	令和5年11月17日	高橋宏和	実地監査
相双教育事務所	令和3年度 令和4年度	令和5年12月7日	高橋宏和	実地監査
相馬総合高等学校	令和4年度	令和6年1月19日	満山喜一 佐竹 浩	実地監査

(7) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員	実施方法
会津若松警察署	令和4年度 令和5年度	令和5年11月21日	佐竹 浩	実地監査
南相馬警察署	令和4年度 令和5年度	令和6年1月10日	満山喜一 佐竹 浩	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 総務部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
会津地方振興局	・令和4年度分のNHK放送受信料について、令和3年度予算から支出している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
福島学園	・令和4年度及び令和5年度のプロパンガス購入単価契約において、取引の実例価格等を十分に調査することなく、予定価格を設定している。また、購入予定金額が160万円を超えるため一般競争入札によるべきところ、随意契約としている。

(3) 商工労働部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
テクノアカデミー浜	・令和4年度分の懇談会の出席者11名に対する報償費の支払について、6か月以上遅延して支出している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(4) 農林水産部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
会津農林事務所	・保安林に関する許可等業務に係る事務処理に著しく適正を欠いているものがある。

	<p>(事実)</p> <p>森林法に基づく許認可等事務を担当していた職員が、令和4年4月から令和5年1月までの間の作業許可申請等76件のうちの33件に対して、所定の決裁を受けずに31件の許可書等を発行し、うち3件については必要な公印審査を受けることなく、無断で公印を押印するという不適切な事務処理を行った。また、2件については、事務処理を怠り、未処理のまま放置した。</p> <p>さらに、上記事実の発覚を免れるため、当該許可書等に係る申請書類・データのうち25件を破棄・消去するとともに、着手届等の未決裁施行案件に関連する書類の全てをしまい込んでいた。</p> <p>所属においては、申請状況の把握や業務の進捗管理が不足するとともに、公印管理の不徹底等、組織的な対応に問題があった。なお、事実確認後は当該案件の申請者に説明・謝罪するとともに、許可書等の交付を行った。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>森林法に基づく許認可等事務については、業務の進捗管理等を適切に行うとともに、関係法令に基づき適正に行うこと。</p>
--	--

(1) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
農業総合センター	・職員の期末手当について、定められた支給日に支払われていないものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 土木部

ア 監査した結果、次の2件の指摘事項、5件の指導事項については是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項																								
県南建設事務所	<p>・復興公営住宅の家賃算定に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>令和3年度及び令和4年度の復興公営住宅の家賃について、収入超過者に対する割増家賃の計算を誤ったため、徴収すべき家賃の調定額が1,051,054円不足している。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>対象世帯数</td> <td>4世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>正当家賃額</td> <td>2,247,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既算定家賃額</td> <td>1,444,946円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不足額</td> <td>802,654円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>対象世帯数</td> <td>1世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>正当家賃額</td> <td>866,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既算定家賃額</td> <td>618,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不足額</td> <td>248,400円</td> </tr> </table> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>復興公営住宅の家賃算定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	令和3年度	対象世帯数	4世帯		正当家賃額	2,247,600円		既算定家賃額	1,444,946円		不足額	802,654円	令和4年度	対象世帯数	1世帯		正当家賃額	866,400円		既算定家賃額	618,000円		不足額	248,400円
令和3年度	対象世帯数	4世帯																							
	正当家賃額	2,247,600円																							
	既算定家賃額	1,444,946円																							
	不足額	802,654円																							
令和4年度	対象世帯数	1世帯																							
	正当家賃額	866,400円																							
	既算定家賃額	618,000円																							
	不足額	248,400円																							
いわき建設事務所	・設計額に誤りがあり、入札及び契約に影響があるものがある。																								

	<p>(事実)</p> <p>電気設備工事の設計において、資材単価を誤ったまま設計書を作成し入札事務を行ったため、落札者として決定すべきではない事業者と契約し、その後解除している。</p> <p>工 事 名 道路橋りょう整備（再復）工事（電気設備）</p> <p>工 事 内 容 照明設備 8箇所</p> <p>正 設 計 額 287,672,000円</p> <p>誤 設 計 額 291,736,500円</p> <p>過大設計額 4,064,500円</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>設計書の作成に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
--	--

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
南会津建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁（跨線橋）補修の委託工事について、検査完了後の結果の通知を行わず、約4か月後に通知している。 ・携帯電話基地局の道路占用料の収入調定において、1か月以上遅延しているものがある。
県南建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上の物品購入契約は公所長決裁とすべきところ、専決権限のない准公所長が契約を締結しているものがある。 ・光回線通信及び電話線設置のための道路占用料の収入調定において、1か月以上遅延しているものがある。 ・令和3年度で終期を迎えた行政財産使用許可3件について、令和4年度の使用許可手続を失念している。また、令和4年度分の行政財産使用料15件の収入調定において、1か月以上遅延しているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(6) 教育委員会

ア 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
いわき湯本高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・現金で支給する職員の給与について、定められた支給日に支払われていない。 ・職員の旅費122件について、旅行終了後3か月以上遅延して支払っている。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(7) 公安委員会

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
南相馬警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の支給に適正を欠いているものがある。 <p>(事実)</p> <p>令和4年12月分の期末手当について、算定の基礎とな</p>

	る在職期間から、除算の対象とならない病気休暇を除算したため、不足払いとなっているものがある。
	正当支給額 466,792円
	既支給額 280,075円
	不足支給額 186,717円
	(是正又は改善の意見)
	期末手当の支給に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和4年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和6年3月5日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

(土木部（流域下水道事業会計）)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 県中流域下水道建設事務所

実施年月日 令和5年12月8日

実施方法 実地監査

担当監査委員 佐 竹 浩

事業経営の状況

流域下水道事業を行っており、事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(病院局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）

- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
 (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 県立宮下病院
 実施年月日 令和5年11月14日
 実施方法 実地監査
 担当監査委員 佐竹 浩

事業経営の状況

令和4年度の患者数は、入院が延べ2,073人、外来が延べ17,412人であり、前年度と比較して、入院は21人(1.0%)、外来は624人(3.5%)とともに減少した。
 その事業管理はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指摘事項、1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(指摘事項)

固定資産の維持管理及び処分に著しく適正を欠いているものがある。

(事実)

固定資産については、常に現況を把握し、その増減異動を固定資産台帳に整理すべきであるにもかかわらず、これを適正に行っていなかった。

令和5年度に固定資産台帳に登録されている器械備品の現物確認を当該病院で行ったところ、昭和40年7月以降に取得した器械備品のうち122件が存在しないことが判明している。

【不明器械備品の令和4年度末帳簿残高】

- ・器械備品残高 : 79,264,754円
- ・減価償却累計額 : 77,953,112円
- ・残存価額 : 1,311,642円

(是正又は改善の意見)

固定資産の維持管理及び処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

特に、固定資産管理権者は、常にその管理する固定資産の現況を把握し、固定資産台帳により固定資産の増減異動を整理するとともに、固定資産の滅失、廃棄等があった場合、その都度、適切な処理を行うこと。

(指導事項)

- ・賃貸借契約について、契約書に対象物件等が記載されておらず、会計年度を超えた契約期間となっている。

(監査総務課)

監査公表第3号

令和5年12月26日監査公表第24号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年3月5日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 5 財 第 2 1 0 4 号
 令和6年1月18日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について(通知)

令和5年11月15日付け5福監第277号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 保健福祉部
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和5年8月30日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 扶助費の支出に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和3年度の社会福祉法人甲に対する保護施設事務費について、事務費の算定を誤ったため不足払いが生じ、不足額について令和5年3月9日に過年度支出をしているものがある。</p> <p>支出済金額 13,173,090円 正当支出金額 13,766,110円 不足額 593,020円</p> <p>「是正又は改善の意見」 扶助費の支出に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者が保護施設事務費の算定を行う際、算定根拠となる単価を誤って採用していた。 2 関係規程や参照すべき資料が多く算定方法が複雑であること、制度について担当者から管理職等への説明が不足していたことなど、管理職を含めた組織的なチェック体制が不十分だった。 <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年1月25日 社会福祉法人甲に謝罪の上、修正した保護施設事務費を通知した。 2 令和5年3月9日 支給事務を担当する県南保健福祉事務所より不足額について追給した。 <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者が保護施設事務費の算定を行う際は、前年度の内容を確認するとともに、その根拠となる関係規程を確認する。 2 担当者及び管理職が、独自に作成したセルフチェックリスト(算定を行う際の留意点等を具体的に記載したチェックリスト)を用い、算定根拠となる単価、算定方法の確認を行う。 3 新たに施設ごとの整理票(施設の現況や実態、更新状況等を整理した票)を作成し、担当者及び管理職が、更新処理漏れ等がないか確認を行う。 4 上記のセルフチェックリスト及び整理票については、決裁を受ける際に発議書に添付することで、担当者以外の複数職員が算定状況の確認を行い、算定誤りを未然に防止する。
<p>「指摘事項」 業務委託契約に関する予算事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 福島県新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する食材配送については、令和4年4月1日付けで締結した業務委託契約に基づき行っていたが、オミクロン株による感染拡大(第6波)などにより食材配送が大きく増加し契約額を超える発注となった。本来事前に専決処分等の予算措置を講じた上で変更契約を締結し、その後発注すべきところ、補正予算成立後に変更契約を締結している。</p> <p>当初予算額 52,800,000円</p>	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行管理体制の不備 新型コロナウイルス感染症対策本部において、各部等から多くの応援職員を受け入れ新型コロナウイルス感染症対策業務に対処していた中で、担当者が当該業務に係る予算の執行管理を行っていないなかった。また、上席者が執行状況を担当者に確認していなかった。 2 会計事務に関する知識不足 予算の成立及び執行に関する知識が不足しており、専決処分等の必要性の認識が欠けていた。 <p>(処理状況) 本件委託業務について、感染拡大の影</p>

<p>当初契約額 42,163,275円 4月発注額（当初契約額を上回る） 161,266,393円 6月補正後予算額（累計） 1,007,151,000円 第1回変更契約累計額（令和4年8月 1日契約） 717,202,590円 「是正又は改善の意見」 業務委託変更契約に伴う予算事務に当 たっては、関係規程に基づき適正に行う こと。</p>	<p>響により発注の増加が見込まれる場合は、 速やかに予算の所要額の見直しを行うこ ととした。 （今後の対応） 1 本件事業については、既に終了した ものであるが、今後、随時発注する委 託業務等で予算の不足が見込まれるも のについては、予算執行管理表の作成 等により、担当者及び上席者が定期的 に確認を行うことで適正な予算管理を 行っていく。 2 所属内において、本件の経緯及び適 正な事務手続について周知を行うと ともに、会計事務研修への参加などにより 職員の知識向上を図ることで再発防 止に努める。</p>
<p>「指摘事項」 報償費及び旅費の支出時期に著しく適 正を欠いているものがあり、また支出事 務にも適正を欠いているものがある。 「事実」 1 令和4年度福島県C B R N E研修 化学・生物などの特殊災害に対応す る当該研修事業に係る講師への報償費 及び旅費（13人分）の支払いについて、 研修開催後速やかに支払うべきところ、 事務手続に時間を要したため、半年以 上遅延して支払っている。 開催日 令和4年11月19日及び同 月20日 支払日 令和5年5月26日（報償 費及び旅費） 報償費額 176,700円（令和5年6月 12日源泉所得税納付済） 旅費額 382,900円（令和5年6月 12日源泉所得税納付済） 2 令和4年度福島県多数傷病者対応訓 練 避難指示区域内で多数の傷病者が発 生したことを想定とした訓練の実施に 当たり、当該訓練を統制するコントロ ーラーへの報償費及び旅費（5人分）の 支払について、訓練実施後速やかに支 払うべきところ、事務手続に時間を要 したため、5か月以上遅延して支払っ ている。また、当該コントローラーに 対し所得税の源泉徴収をすべきところ、 源泉徴収を行わず支出している。 開催日 令和4年12月1日 支払日 令和5年5月26日（報償 費及び旅費） 報償費額 46,500円（監査時点で源 泉所得税未徴収） 旅費額 44,585円（監査時点で源 泉所得税未徴収） 「是正又は改善の意見」 報償費及び旅費の支出及び事務手続に</p>	<p>（原因） 1 令和4年度福島県C B R N E研修 (1) 業務の進捗管理体制の不備 課内において、複数名による支出 事務の進捗管理を行っていなかった。 (2) 事務手続に係る検討不足 支払いに必要となる講師からの書 類の提出方法について、研修実施日 に持参してもらうなど、速やかに支 払いを行うための手続を検討してい なかった。そのため、研修実施後 における書類の提出が遅延し、支払 いについても遅延することとなった。 2 令和4年度福島県多数傷病者対応訓 練 (1) 業務の進捗管理体制の不備 課内において、複数名による支出 事務の進捗管理を行っていなかった。 (2) 事務手続に係る検討不足 支払いに必要となる講師からの書 類の提出方法について、研修実施日 に持参してもらうなど、速やかに支 払いを行うための手続を検討してい なかった。そのため、研修実施後 における書類の提出が遅延し、支払 いについても遅延することとなった。 (3) 所得税の源泉徴収事務に関する担 当者等の知識不足 主務課及び主管課において、所得 税の源泉徴収が不要な支払いと誤認 した。 （処理状況） 1 令和4年度福島県C B R N E研修 令和5年5月26日 報償費及び旅費の支払いを行った。 2 令和4年度福島県多数傷病者対応訓 練 (1) 令和5年5月26日 報償費及び旅費の支払いを行った。 (2) 令和5年8月9日及び同月17日 福島税務署に所得税の源泉徴収に</p>

当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

ついて問い合わせを行い、本件について所得税の源泉徴収が必要となることを確認した。

(3) 令和5年9月27日

所得税の源泉徴収税額に係る歳入歳出外現金受入の調定を行い、対象者へ納入通知書を発送した。

(今後の対応)

- 1 複数の債権者への支払いが生じる業務については、担当者が支出状況を管理するための一覧表を作成し、上席者と共有するとともに、支出命令書の起案の都度、それぞれが進捗状況の確認を行う。
- 2 支払いに必要な書類の提出について、研修実施日に持参してもらうなど、支出事務が速やかに完了するよう事務手続の見直しを行う。
- 3 本件の過誤処理を踏まえ、所得税の源泉徴収に関する適正な事務処理について所属内へ周知を行う。

- 2 監査対象機関 土木部
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和5年9月6日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 土木工事の設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 企画技術総室が運営管理している「土木設計積算システム」の計算プログラムの誤りにより、県北建設事務所発注の道路区画線工事の入札において、設計額が正しく算出されないまま入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 積算基準等の改正による土木設計積算システムの計算プログラムの改修に当たっては、チェック体制等を強化し適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 積算システムで使用する単価には整数だけでなく小数点以下の単価があるが、小数点以下の単価に係る積算システムの動作確認が不十分であったため。</p> <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年7月21日 企画技術総室は、土木建築事業単価表で小数点以下の単価の有無を確認した。エラーの内容については、システム管理会社においても同様の誤りが無いか点検を行った。 2 令和5年8月3日 システム管理会社がエラー箇所のプログラムを修正したことから、企画技術総室において修正が完了したことを確認した。 3 令和5年8月15日 企画技術総室は、エラー箇所の修正プログラムを本番環境へ反映させたことを確認した。 <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 システム管理会社と共同で策定した新たなチェックリストにより、小数点以下の単価の有無の確認と積算システムの動作確認を相互で実施する。 2 管理職員(課長、主幹)と主任主査は、毎月の単価改正時に、システム管理会社及び担当者の確認内容を審査する。

(監査総務課)

監査公表第4号

令和5年12月26日監査公表第25号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年3月5日

福島県監査委員 満山喜一
 福島県監査委員 三瓶正栄
 福島県監査委員 佐竹浩
 福島県監査委員 高橋宏和
 5土第1755号
 令和5年12月20日

福島県監査委員 山田平四郎
 福島県監査委員 高野光二
 福島県監査委員 佐竹浩
 福島県監査委員 高橋宏和

福島県知事 内堀雅雄 印

公営企業に係る定期監査に係る措置状況について（通知）

令和5年11月17日付け5福監第279号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 土木部（流域下水道事業会計）
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和5年8月28日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 市町村負担金等収入の会計処理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 流域下水道事業において、放射性物質を含む脱水汚泥の処分費用の財源として受け入れた市町村負担金及び一般会計繰入金を財源とする特別利益490,227,739円から、特別損失（放射性物質を含む脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託費用）の金額273,047,612円を差し引いた217,180,127円については、令和5年度以降の特別損失に充当するため、前受金に整理すべきところ営業収益に計上している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 会計処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 利益剰余金の計上や過年度損益修正など公営企業会計事務に対する職員の認識が十分でなかったこと。</p> <p>(処理状況) 特別利益の余剰分については、令和5年度以降の特別損失（下水汚泥放射能対策事業）に充当することとし、令和5年度内に必要な会計処理を行う予定である。</p> <p>(今後の対応) 今回の決算事務において生じた課題を踏まえ、決算事務マニュアルに必要な確認事項を追加するほか、企業会計に対する職員の意識や理解を深めて、経営的な視点を持って検討・判断ができるよう、研修等を継続して実施するなど、より円滑で適正に決算事務を執行できる体制を整備する。</p>

(監査総務課)

監査公表第5号

令和5年10月13日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年3月5日

福島県監査委員 満山喜一
 福島県監査委員 三瓶正栄

福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 5 企 業 第 4 2 8 号
 令和5年10月16日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二 様
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 印

公営企業に係る定期監査に係る措置状況について（通知）

令和5年9月25日付け5福監第183号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 企業局いわき事業所
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和5年8月8日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 固定資産台帳等諸帳簿の整備に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 固定資産について、総勘定元帳の減価償却残高と固定資産台帳の金額が一致していないものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物（施設用建物） 総勘定元帳の残高 364,078,104円 固定資産台帳の金額 365,236,305円 差 額 △1,158,201円 ・ 構築物（原水及び浄水設備） 総勘定元帳の残高 3,564,264,670円 固定資産台帳の金額 3,564,385,316円 差 額 △120,646円 ・ 構築物（その他構築物） 総勘定元帳の残高 458,676,617円 固定資産台帳の金額 458,402,082円 差 額 274,535円 ・ 機械及び装置（電気設備） 総勘定元帳の残高 2,492,090,615円 固定資産台帳の金額 2,498,388,365円 差 額 △6,297,750円 ・ 機械及び装置（その他機械装置） 総勘定元帳の残高 2,101,580,151円 固定資産台帳の金額 2,091,242,856円 差 額 10,337,295円 ・ 車両運搬具（車両運搬具） 総勘定元帳の残高 10,798,209円 固定資産台帳の金額 10,186,323円 差 額 611,886円 ・ 合 計 総勘定元帳の残高 8,991,488,366円 固定資産台帳の金額 8,987,841,247円 差 額 3,647,119円 ・ 差額の総額 18,800,313円 <p>「是正又は改善の意見」 固定資産台帳等諸帳簿については、相</p>	<p>（原因） 固定資産を除却等する際に、固定資産台帳を管理するシステムに登録するとともに、勘定システムにも仕訳の入力をしなければならぬが、勘定システムへの入力漏れや入力誤りがあったことによるものである。</p> <p>また、入力漏れや入力誤りを防ぐため、複数人によるチェックや決裁権者の理解不足など決裁過程での確認が不十分であった。</p> <p>（処理状況） 固定資産台帳と勘定残高の突き合わせ作業を進めており、11月末までに確認を終了し、その後12月上旬までに、修正の入力を行う。</p> <p>また、決裁権者はもとより組織としての理解の深化に努めてまいる。</p> <p>（今後の対応） 固定資産の取得・除却に係る事務処理手順を示したマニュアルを作成し、研修を実施するとともに、入力漏れが生じないようにチェックリストを作成し、決裁時の添付必須とすることで再発防止を図る。</p> <p>また、勘定システムと固定資産台帳を管理するシステムの連携について検討を行う。</p>

互に関係する会計帳簿と随時、照合するなど、関係規程に基づき適正に整備すること。

(監査総務課)

監査公表第6号

令和5年10月13日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年3月5日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 5 病 第 6 2 9 号
 令和5年10月31日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩 様
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県病院事業管理者 阿 部 正文 園

公営企業に係る定期監査結果に係る措置状況について（通知）

令和5年9月25日付け5福監第183号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 県立南会津病院
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和5年7月14日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 固定資産の維持管理及び処分に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 固定資産については、常に現況を把握し、その増減異動を固定資産台帳に整理すべきにもかかわらず、これを適正に行っていなかった。</p> <p>令和4年度に固定資産台帳に登録されている器械備品の現物確認を行ったところ、昭和63年2月以降に取得した器械備品のうち189件が亡失していることが判明し、特別損失に13,168,773円を計上している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 固定資産の維持管理及び処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。特に固定資産管理権者は、常にその管理する固定資産の現況を把握し、固定資産台帳により固定資産の増減異動を整理するとともに、固定資産の滅失、廃棄等があった場合、その都度、適切な処理を行うこと。</p>	<p>(原因) 器械備品を始め、公営企業会計における固定資産の維持管理及び処分に理解が不足し、院内全体で十分周知されていなかったこと、所属としてチェック体制が機能しなかったことにより生じたものです。</p> <p>(処理状況) 院内の各部署の責任者が出席する経営改善会議（令和5年8月30日実施）及び運営委員会（令和5年8月31日実施）において、今回の指摘事項の内容について周知し、事務部のみならず院内全体にその重大性を認識させたところです。</p> <p>(今後の対応) 固定資産については、現況を常に把握し、固定資産台帳により固定資産の異動増減を整理することを院内全体に周知・徹底するとともに、毎年12月に固定資産台帳により、器械備品の所在確認を行い、適正な管理を行います。</p> <p>また、事務部以外の職員に対しては、器械備品を処分する際に、事務部の確認及び会計上の手続きが必要であることを周知し、管理外で備品の廃棄が行われな</p>

	<p>いよう徹底するとともに、事務部においては、器械備品を滅失・廃棄等した際は、その都度会計上必要な処理を行うことを引継書に明記することにより、適正な固定資産の維持管理及び処分に努めてまいります。</p>
<p>「指摘事項」 固定資産の減価償却に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 病院情報システム（平成30年9月25日取得、取得価格93,530,160円）について、耐用年数に基づき取得年度の翌年度から減価償却を行うべきところ、固定資産台帳システムへの耐用年数の入力漏れにより減価償却が適正に行われず、令和元年度から令和3年度までの分について、令和4年度に特別損失62,820,210円を計上している。 「是正又は改善の意見」 固定資産の減価償却に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 公営企業会計における固定資産の耐用年数及び減価償却に関する理解が不足していたこと、固定資産台帳への入力作業を担当者個人任せにして、所属としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものです。 （処理状況） 院内の各部署の責任者が出席する経営改善会議（令和5年8月30日実施）及び運営委員会（令和5年8月31日実施）において、今回の指摘事項の内容について周知し、事務部のみならず院内全体にその重大性を認識させたところです。 （今後の対応） 固定資産台帳を作成する際は、「地方公営企業法施行規則」に基づく耐用年数などの登録事項を複数人で確認し、事務長がその内容を最終確認することにより、適正な固定資産の減価償却に努めてまいります。</p>

（監査総務課）

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った令和4年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月5日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 5人第2131号
 令和6年1月22日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 様

福島県知事 ㊟

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
 このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

令和4年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
<p>随意契約による場合の事務処理に</p>	<p>【指摘事項】 当機構の財務規程によれば、予定価格が100万円を超える業務委託</p>	<p>やむを得ず随意契約にすべき案件があるものの、原則一般競争入札で対応している。</p>

<p>ついて (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書41頁</p>	<p>については、原則として一般競争入札を行う必要があるが、随意契約によって契約しているものが検出された。 また、予定価格が200万円以上の業務委託について相見積りを入手せず随意契約を締結する場合には、当機構の規程上、理事長または副理事長の決裁が必要とされているが、発議書を閲覧したところ、理事長または副理事長の決裁を得ないまま相見積りを入手せずに随意契約としている200万円以上の委託業務が複数検出された。</p>	<p>令和4年度から事務決裁規程の決裁権限を見直し、決裁権者を副理事長から事務局長に変更した。</p>
<p>センター利用料金の周知について (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書46頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構は、センターの管理業務を実施するに当たり、「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)」及び「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する令和3年度協定書(以下「年度協定書」という。)」を締結しており、基本協定書には利用料金について以下の記載がある。 (利用料金による収入) 第7条 乙(機構)は、ふくしま医療機器開発支援センター条例第8条に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙の収入として収受し、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。 2 乙は、利用料金の額、支払い方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。 この点、当機構が県に提出した「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する2021年度事業計画書」には、以下の記載がある。 1 施設の管理運営体制 (10) 利用料金設定に関する考え方 利用料金については、「ふくしま医療機器開発支援センター条例」別表の範囲において、県と協議して決定する。 「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」を基本とし、試験依頼者と相談のうえ、見積りを作成する。また、公益的な見地から、県と協議のうえ、必要に応じて利用料金の減免規定を設け、利用の促</p>	<p>「ふくしま医療機器開発支援センター条例」に基づいて指定管理者が知事の承認を得て定めた利用料金は、「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する基本協定書」第7条第2項に定められているとおり、利用者への周知に努めているところである。 当センターは公共的な性質を有しているものの施設の運営に当たっては収益の確保が重要である。利用料金の公開は当センターの収益に影響が出る可能性があるため利用料金の周知については収益の確保を考慮に入れながらどのような方法がよいか令和5年度から県と協議している。</p>

進を図る。

① 利用料金算定の基本的考え方

ア 研修室や技術開発室、模擬施術室、電気・物性試験等については、県内や国内の類似施設（公的機関が運営する施設）の金額を考慮し、必要経費を計上し算定した。

イ 埋植試験については、国内に類似施設が少ないため、諸経費の積み上げにより算定した。

② 利用料金の見直しについて

別紙「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」のとおりとするが、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることから、県と協議の上、必要に応じて利用料金の見直しを進める。

事業計画書に添付された「ふくしま医療機器開発支援センター料金表（以下「料金表」という。）」には、医療機器の安全性評価試験や研修室等の施設利用料が11ページにわたって細かく記載されている。

料金表に記載された料金のうち、センターのホームページに掲載されているのは研修室等の施設利用に関する料金のみであり、医療機器の安全性評価試験に関する料金は掲載されていない。また、当機構担当者を確認したところ、当該料金表は見積書を作成するための内部資料であり、外部には公表していないとのことである。

料金表を外部に公表しない理由は、「料金表を公開することは同業の民間事業者への手の内を明かすことになり、営業上不利となる」というのが当機構の説明であるが、センターは公の施設である。民間事業者が類似のサービスを提供しているのであれば、なおさら民間事業者の営利を圧迫することのないよう、公正性に配慮して設定された利用料金を公表する必要がある。

基本協定書第7条第2項では、利用料金の利用者への十分な周知を求めている。周知とは「世間一般に広く知らせること」である。現在のセンターの利用料金は世間

	<p>一般に広く知らされているとは言い難い。基本協定に従って、利用料金を十分に周知する必要がある。</p>	
<p>料金算定根拠資料の管理について（一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書47頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構が県に提出した「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する2021年度事業計画書」には、以下の記載がある。</p> <p>1 施設の管理運営体制 (10) 利用料金設定に関する考え方</p> <p>利用料金については、「ふくしま医療機器開発支援センター条例」別表の範囲において、県と協議して決定する。「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」を基本とし、試験依頼者と相談のうえ、見積りを作成する。また、公益的な見地から、県と協議のうえ、必要に応じて利用料金の減免規定を設け、利用の促進を図る。</p> <p>① 利用料金算定の基本的考え方</p> <p>ア 研修室や技術開発室、模擬施術室、電気・物性試験等については、県内や国内の類似施設（公的機関が運営する施設）の金額を考慮し、必要経費を計上し算定した。</p> <p>イ 埋植試験については、国内に類似施設が少ないため、諸経費の積み上げにより算定した。</p> <p>② 利用料金の見直しについて</p> <p>別紙「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」のおおりとするが、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることから、県と協議の上、必要に応じて利用料金の見直しを進める。</p> <p>料金表に記載された各項目の金額算定根拠資料の提示を求めたところ、当機構には料金表記載金額の算定資料が保管されておらず、どのようにして金額を算定したのかを知ることができない状況であることが判明した。</p> <p>当機構は、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることを認識し、利用料金の見直しを</p>	<p>今後行う利用料金の新設や改定については、その理由、根拠、内容等を文書保管のルールに則って確実に保管する。</p>

	<p>進めることを検討しているが、現在使用している料金の算定資料が残っており、当機構は医療機器の安全性評価試験の165項目（電気／物性／化学的安全性評価試験152項目、生物学的安全性評価試験13項目）すべての料金を一から算定しなおす必要に迫られている。不適切な情報管理によって単なる見直し以上の労力を費やすことがないように、今後は情報管理を徹底する必要がある。</p>	
<p>事業計画書について （一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書50頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構が県に提出した事業計画書を見直し、業務に要する経費に関する記載がなかった。県担当部署に確認したところ、事業計画書に記載はないものの「3月に開催された機構の理事会、評議員会に出席して報告を受けた」との説明であるが、基本協定書では業務に要する経費を記載した事業計画書を提出しなければならぬとされている。当機構は基本協定に従って作成した事業計画書を提出する必要がある。</p>	<p>令和5年度分から必要経費を記載した事業計画書を県に提出した。</p>
<p>事業報告書の「管理業務の実施状況及び利用状況」について （一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書50頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構が県に提出した事業報告書を見直し、管理業務の実施状況に関する記載がなかった。県担当部署に確認したところ、事業報告書に記載はないものの「保守点検業務報告を別途受けていた」との説明であるが、基本協定書では管理業務の実施状況を記載した事業報告書を提出しなければならぬとされている。当機構は基本協定に従って作成した事業報告書を提出する必要がある。</p>	<p>令和5年度分から管理業務の実施状況を記載した事業報告書を県に提出する。</p>
<p>退職給付費用及び退職給付引当金の算定誤りについて （一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書56頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構では、各従業員の決算日における給料月額に決算日における自己都合の場合の勤続年数によって決まる支給率を乗じて退職手当を計算し、当該計算に基づいて計算した各従業員の退職手当を全従業員合算した金額25,020千円を退職給付費用としている。しかし、当該金額は、期末における自己都合による退職を仮定した自己都合期末要支給額であるため令和4年3月末の退職給付引当金として計上すべき金額であり、退職給付費用は令和4年3月期の期首から期末にかけての自己都合による</p>	<p>過大計上となった補助金等は、令和5年3月27日に県に返還した。 また、返還に伴う退職給付引当金、法人税、消費税の修正は、令和4年度決算において処理した。</p>

	<p>職を仮定した自己都合期末要支給額を増加額となるべきである。当期では、機構設立以来、期末ににおける全従業員自己都合退職を仮定した自己都合期末要支給額を退職給付費用としており、本来計上すべきであった各期の期首から期末にかけての自己都合による退職額の増加額と比較して過大な退職給付費用を計上することで、令和4年3月末における退職給付引当金は91,001千円となっているが、本来あるべき退職給付引当金は25,020千円である。また、当該誤りに関連して退職給付特定資産も本来あるべき金額と相違している。</p> <p>なお、当機構は、ふくしま医療機器産業推進機構事業運営事務費補助金やふくしま医療機器開発支援センター管理業務委託料等の補助金等を、福島県から受け取っているが、退職給付費用の算定誤りにより過去数年にわたり過大な補助金等を受け取っていたことになる。補助金等の返還を含め早急な対応が望まれる。</p>	
<p>賞与引当金の未計上に 関して (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書57頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構の給与規程では期末手当、勤勉手当いずれも6月1日及び12月1日を基準日として対象期間を基準日以前6か月としており、翌事業年度に支払われる賞与のうち当年度に帰属する部分の賞与の金額を合理的に見積もることができず、「企業会計原則注解18」に基づき、令和4年6月に支払われた期末手当及び勤勉手当のうち当年度に帰属する期間分を費用とし、同額賞与引当金として負債として計上する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算において、翌年度賞与支給見込額の賞与引当金を当事業年度に帰属する額に計上した。</p>
<p>決算書と税務署に提出した正味財産増減計算書内訳表の相違に関して (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書58頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構は非営利型の一般財団法人であるため、全社利益のうちの収益事業の利益を理解するために正味財産増減計算書内訳表(税務)を法人税の申告書に添付して税務署に提出している。当該正味財産増減計算書内訳表(税務)と決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して、正味財産増減計算書内訳表(税務)ではふくしま医療機器産業開発支援センター運営事業の管理費に4,115千円、介護施設ロボット導入モデル事業の管理費に72千円、法人会計の法人</p>	<p>令和4年度決算において、決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して配賦計算を行い、税務署提出用と一致させた。</p>

	<p>共通の管理費に721千円計上しており、一方、決算書の正味財産増減計算書内訳表では法人会計の法人共通の管理費に4,909千円を全額計上している。</p> <p>税務署に提出している正味財産増減計算書内訳表（税務）では減価償却費の配賦計算を行っているのに対し、決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費は配賦計算を行わずに全額を法人会計の法人共通の管理費に計上している。その結果、法人会計の法人共通は法人税の課税対象となる収益事業ではないため、両者の法人税の課税対象となる収益事業の利益の金額が相違している。税務署に提出している正味財産増減計算書内訳表（税務）と決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費が異なる理由を当機構の担当者を確認したところ、申告書を提出する際に税理士と相談して変更したとのことである。各事業に配賦すべき減価償却の金額に関して、両者が異なる合理的な理由がないため、税務署に提出した正味財産増減計算書内訳表（税務）が正しいのであれば、決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して同様に配賦計算を行うべきであり、両者で減価償却費の各事業への配賦方法は同一とするべきである。</p>	
<p>リースの会計処理について （一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構） 報告書59頁</p>	<p>【指摘事項】 当機構では、令和3年4月1日に以下の賃貸借契約を締結し通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。</p> <p>【賃貸借契約内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 物件名及び数量 ふくしま医療機器開発支援センターサーバシステム 一式 二 契約金額 賃貸借料38,247,000円（契約期間の総額）（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,477,000円） 三 賃貸借期間 機器の設置・設定に関しては契約締結日から2021年6月30日までとし、賃貸借期間は2021年7月1日から2026年3月31日までとする。 <p>当該サーバシステムに関して賃貸借料の支払いを通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理して</p>	<p>ファイナンスリースの要件を満たす解約不能のリース取引について、当該契約書の第10条（機器等の返還）では、甲（当機構）の都合による契約解除について記載はあるものの、その相当の違約金に対しての明確な記載がない。また、第17条（契約の解除）では、乙が契約条項に違反した場合の契約解除に係る記載はあるものの、甲からの契約解除に係る記載はされていない。このことから、いずれも中途において契約を解除することができる旨が記載されているものの、おおむねリース料の全額を違約金として支払うような事実上解約不能と認められる取引であると明確に判断できる契約書とはなっておらず、ファイナンスリース取引なのか賃貸借取引なのか、どちらに該当するのか現状でははっきりしていない。</p> <p>このことから、公認会計士と</p>

	<p>いる。しかし、当該サーバシステムの当機構向けの特別仕様物件のリース取引であるため、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。そのため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うのではなく、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がある。ただし、公益法人会計基準には、ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる旨の記載がある。リース取引に関する会計基準の適用指針には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるのはリース料総額が300万円以下のリース取引としており、リース料総額の金額的重要性を判断するにあたり300万円が一定の基準となる。契約金額38,247千円の当該リース取引に関してはリース物件の価額の重要性が乏しいとは言えず、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うべきである。</p>	<p>も相談して、すでに賃貸借取引の経緯として会計処理していることからもあることから、今回は通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を継続し、後は賃貸借取引であると明確に分かる契約書を変更し、疑義が生じないようにする。</p>
<p>消耗品の取扱いについて (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書60頁</p>	<p>【指摘事項】 財務規程第34条には、物品は備品及び消耗品に分類し、備品とは耐用年数1年以上であって取得価額10万円以上の物品をいう旨の記載がある。そのため耐用年数1年未満の物品や取得価額10万円未満の物品は消耗品として会計処理を行い、消耗品を消費した時点で消耗品費を計上する必要がある。現状、耐用年数1年未満の物品や取得価額10万円未満の物品は、これらの物品を購入した時点で消耗品費として会計処理されており、消耗品として会計処理していない。</p>	<p>物品の定義を「耐用年数1年以上であって取得価額10万円以上のもの」のみとして財務規程第34条を改定し、物品から消耗品を除外したことから、従来どおりの会計処理として物品を購入した時点で消耗品費として計上している。</p>
<p>固定資産台帳の内容と会計処理の相違について (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書64頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳に下記の固定資産が記載されている。 (固定資産詳細) 固定資産の名称 ソフトウェア 構造又は型式 医療統計解析ソフトPrism7 面積又は数量 1 取得年月日 平成28年9月30日 取得価額 192,240円 償却方法 定額法 耐用年数 5年 当該ソフトウェアは上記のとおり</p>	<p>令和4年度決算において、有形固定資産から無形固定資産に改めた。</p>

	<p>り固定資産台帳には、固定資産の名称 ソフトウェア、耐用年数 5年、償却方法 定額法とあるが、実際には固定資産の名称 器具備品、耐用年数 5年、償却方法 定額法で会計処理していた。当機構の担当者によると「無形固定資産に計上すべきところを、誤って有形固定資産に計上してしまった」とのことである。</p>	
<p>構築物の償却方法に関して (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書 64頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産台帳に下記の固定資産が記載されている。 (固定資産詳細) 管理No. C-0001-0001-001 固定資産の名称 構築物(石造のもの、その他) 構造又は型式 動物慰霊碑 面積又は数量 1 取得年月日 平成31年3月15日 取得価額 540,000円 償却方法 定率法 耐用年数 50年</p> <p>当該構築物は財務規程に基づき構築物は定率法で減価償却を行っている。しかし、平成28年4月以降に取得した構築物の税務上の法定償却方法は定額法であるため、構築物の減価償却を定率法で行う場合は税務署に減価償却方法の届出書の提出が必要となる。しかし、当機構の担当者からのヒアリングによると税務署に減価償却資産の減価償却方法の届出書を提出していないとのこと。財務規程が法定償却方法と同じであるか確認し、それぞれの償却方法が異なる場合には税務署に減価償却方法の届出書の提出が必要となることを認識しておくべきである。</p>	<p>財務規程第30条第1項を「建物、建物附属設備及び構築物を除く有形固定資産については定率法、建物、建物附属設備及び構築物及び無形固定資産については定額法により行うもの」と改訂した。 また、令和4年度決算において正しい額を計上するとともに、償却方法の誤謬によって過大に計上されていた減価償却費(平成30年度～令和3年度)の差額分を戻し入れ、雑収入として処理した。</p>
<p>固定資産の火災保険に関して (一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構) 報告書 64頁</p>	<p>【指摘事項】 財務規程第31条には、「火災等により損害を受けるおそれのある固定資産は、適正な価格の損害保険を付さなければならない」旨の記載がある。当機構の担当者へのヒアリングによると「損害保険を付した固定資産はなく、その認識もなかった」とのことである。建物の所有者と物品の所有者が同一であれば、建物の火災保険に特約を付して備品等を当該保険に含めることが考えられるが、建物に関しては福島県が所有しているため、</p>	<p>令和5年度から、固定資産の価値と損害保険の掛け金との費用対効果を検証し、その結果も踏まえ財務規程第31条の改定の必要性を検討していく。</p>

	<p>当機構が所有している固定資産は当機構が独自に損害保険を付す必要がある。</p>	
<p>利益相反取引（契約変更取引）について理事会承認がないことについて （公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社） 報告書 69頁</p>	<p>【指摘事項】 当公社がいわき森林組合に業務委託している契約について、契約の相手方であるいわき森林組合の理事長が当公社の理事の一人である田子理事であった。 この場合、理事が第三者（いわき森林組合）の代表として、当公社と取引を行うため、その取引について当公社の理事会の承認が必要である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号）。 理事会の承認が必要とされる趣旨は、理事が関与する法人等に対して、当公社から不当な利益供与がないかを、理事会で確認するという点である。 今回のいわき森林組合との業務委託契約では、1回目の契約については理事会の承認を得ていたが、その約4か月後にした変更契約（作業の増加による契約金額の増額取引）及びさらにその2か月後にした第2回の変更契約の2つについて、理事会の承認を得ていなかった。この点は、第84条第1項第2号の規定に反すると解釈する。変更契約だからといって理事会の承認を不要とすると、上記趣旨が没却されるからである。理事会の承認を得るとともに今後も注意すべきである。</p>	<p>指摘のあった令和3年度の2回の変更契約については、令和5年5月29日開催の令和5年度第2回理事会において承認を得た。 今後についても、指摘事項のとおり、処理することとした。</p>
<p>賞与引当金の未計上について （公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社） 報告書 90頁</p>	<p>【指摘事項】 当公社では福島県と同様の規程に基づいて期末手当及び勤勉手当が支給されている。 期末手当、勤勉手当いずれも6月1日及び12月1日を基準日として対象期間は基準日以前6か月であり、翌事業年度に支払われる賞与のうち当年度に帰属する部分の賞与の金額を合理的に見積もることができる。「企業会計原則注解18」に基づき、令和4年6月に支払われた期末手当及び勤勉手当のうち当年度に帰属する期間分を費用とし、同額賞与引当金として負債に計上する必要がある。</p>	<p>令和5年度会計処理より、指摘事項のとおり、処理することとした。</p>
<p>固定資産の減価償却の方法に関する</p>	<p>【指摘事項】 決算書の6 財務諸表に対する注記 1 重要な会計方針 (3)</p>	<p>令和4年度決算に係る財務諸表より、指摘事項のとおり、正しい記載に改めた。</p>

<p>る注記について (公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社) 報告書91頁</p>	<p>固定資産の減価償却方法に、固定資産の耐用年数に関して車両運搬具6年、什器備品5年～6年、ソフトウェア5年～6年と記載しているが、実際にはそれぞれ車両運搬具4年～6年、什器備品4年～6年、ソフトウェア5年で会計処理している。固定資産台帳との整合性を確認する等により誤りがないように注意するべきである。</p>	
<p>固定資産の管理について (公益財団法人福島県文化振興財団) 報告書126頁</p>	<p>【指摘事項】 固定資産の現物実査を行ったところ、上記注1の固定資産に関して資産コード等の記載事項が印字されたシールが貼られておらず、固定資産台帳と現物の対応関係が明確ではない。なお、公益財団法人福島県文化振興財団物品管理要綱第7条には備品等には、整理番号、分類、品名、取得価額、取得年月日等の標示を付して管理しなければならない旨が記載されている。特にパソコンは個人情報等を含めた機密情報が含まれている場合もあるためその管理は慎重に行う必要がある。固定資産に資産コード等を印字したシールを貼る等により、固定資産台帳と現物の対応関係を明確にして固定資産管理を行うべきである。</p>	<p>当財団で所有している固定資産のうち、資産コード等を印字したシールを貼付していない備品については、令和4年度内にすべて貼付した。今後所有するものについても、もれがないように同様に貼付を行う。</p>
<p>固定資産の火災保険について (公益財団法人福島県文化振興財団) 報告書127頁</p>	<p>【指摘事項】 公益財団法人福島県文化振興財団経理規程第49条には、火災等の損害を受ける恐れのある固定資産については、適正な価格の損害保険を付さなければならない旨の記載がある。しかし、当財団では所有する固定資産には損害保険を付していない。建物の所有者と物品の所有者が同一であれば、建物の火災保険に特約を付して備品等を当該保険に含めることが考えられるが、建物に関しては福島県が所有しているため、当財団が所有している固定資産は当財団が独自に損害保険を付す必要がある。</p>	<p>当財団で所有している固定資産のうち、火災等の災害を受ける恐れのある固定資産については、令和4年度内に損害保険を付した。今後所有するものについても、同様に損害保険を付すこととする。</p>
<p>固定資産の減価償却方法について (公益財団法人福島県文化振興財団) 報告書127頁</p>	<p>【指摘事項】 公益財団法人福島県文化振興財団経理規程第50条には、固定資産の減価償却については、関係省令に定める耐用年数、償却率によって毎会計年度末に実施することとし、その方法が定額法によるものとする旨の記載があり、当財団では当該規程に基づき什器備品を定</p>	<p>令和4年度内に、税務署に対して減価償却資産の償却方法について「定額法適用」の届出書を提出した。</p>

額法で減価償却を行っている。しかし、法定率法であり、法定償却方法と異なる方法で減価償却を行う場合は、税務署に減価償却資産の償却方法の届出書を提出する必要がある。しかし、当財団では減価償却資産の償却方法の届出書を提出していない。経理規程が法定償却方法と同じであるか確認し、それぞれの償却方法が異なる場合には税務署に償却資産の減価償却方法の届出書の提出が必要となることを認識しておくべきである。

(監 査 総 務 課)